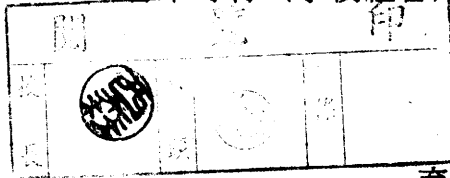


13高教職第875-1号
平成14年3月22日

各市町村（学校組合）教育長 様



高 知 県 教 育 長

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び
時間外勤務の制限等について（通知）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及び一般職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正を受け、別紙のとおり公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）が改正され、平成14年4月1日から施行される予定です。

また、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）も別添のとおり改正される予定となっています。

これに伴い、「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等について」（平成11年4月1日付け11教職第34号）及び「年次有給休暇、介護休業等について」（平成6年12月21日付け6教義第993号）を下記のとおり改正し平成14年4月1日から適用しますので、職員に周知するとともに、適正な運用をしてください。

記

1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等について（平成11年4月1日付け11教職第34号）

1の(1)中「16歳以上の同居の親族」を「職員の配偶者で当該子の親」に、「するもの」を「する者」に改める。

1の(3)中「16歳以上の同居の親族」を「職員の配偶者で当該子の親」に改める。

1の(4)を次のように改める。

要介護者を介護する職員が請求した場合には、校務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(2)及び(3)については、(3)の①エを除き、要介護者を介護する場合について準用する。

2の(1)中「16歳以上の同居の親族」を「職員の配偶者で当該子の親」に、「するもの」を「する者」に、「時間外勤務制限開始日から1年を経過する日までの間において360時間（請求の単位が月を単位とする1年に満たない期間の場合は、30時間に当該月数を乗じて得た時間）」を「1月について24時間、1年について150時間」に改める。

2の(3)中「16歳以上の同居の親族」を「職員の配偶者で当該子の親」に改める。

2の(4)を次のように改める。

要介護者を介護する職員が請求した場合には、校務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。

(2)及び(3)については、(3)の①エを除き、要介護者を介護する場合について準用する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

（別紙第1号様式及び第2号様式のとおり）

2 年次有給休暇、介護休暇等について（平成6年12月21日付け6教義第993号）

3の（1）中「連続する3月」を「連続する6月」に改める。

3の（4）の①中「連続する3月」を「連続する6月」に改める。

3の（7）の②を削り、③を②とし、④中「③」を「②」に改め、④を③とする。

第1号様式中「連続する3月」を「連続する6月」に改め、第2号様式を削る。

(別記第1号様式)

深夜勤務・時間外勤務制限請求書			年	月	日
高知県教育委員会 様			所属 職 氏名		
			印		
下記のとおり ☐ 養育 ☐ 介護 のため ☐ 深夜勤務 ☐ 時間外勤務 の制限を請求します。					
記					
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年	月	日	生 (☐ 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年	月	日	生
2 職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	☐ 有	☐ 深夜において就業している (深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) ☐ 就業している(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入) ☐ 負傷、疾病、身体上又は精神上の障害により養育が困難である ☐ 産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)又は産後8週間以内である ☐ 上記のいずれにも該当しない(養育ができる) ☐ 無			
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容					
4 請求に係る期間	深夜勤務 の制限	年	月	日から	☐ 毎日
	時間外勤務 の制限	年	月	日から	☐ その他 ()
☐ 1年 ☐ 1年に満たない期間 (月)					
(注)					
1 について					
① 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出産予定日」を記入し、 ☐ 出産予定日に✓印を記入すること。					
② 「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。					
2 について					
① この欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。					
② 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。					
3 について					
この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。					
4 について					
子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。					

育児又は介護の状況変更届

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属
職
氏名

印

下記のとおり ☐深夜勤務
☐時間外勤務 の制限に係る子の養育又は要介護者の介護の状況につ

いて変更が生じたので届け出ます。

記

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- ☐ 子が死亡した
- ☐ 職員の子でなくなった
 - (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消)
- ☐ 同居しなくなった
- ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった

(2) 介護の状況の変更

- ☐ 要介護者が死亡した
- ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した
 - (消滅の理由)
- ☐ 同居しなくなった

2 届出の事実が発生した日

年 月 日

育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限等について（通知）

〔平成11年4月1日 11教職第34号〕
高知県教育長通知

改正 平成14年3月22日 13高教職第875-1号

うえのことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則が一部改正され（県公報第8142号、号外第16号に登載）、平成11年4月1日から施行されます。

内容等については下記のとおりですので、職員に周知するとともに、適正な運用をしてください。

なお、上記の規則の運用について、別添のとおり人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

記

1 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限

(1) 内容

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員であって、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において常態として当該子を養育することができる職員の配偶者で当該子の親で次に掲げるいずれにも該当する者がいない職員が請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならないこととしたこと。

- ① 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- ③ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(2) 請求手続等

- ① 職員が深夜勤務の制限について請求する場合は、深夜勤務制限開始日の1月前までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（別記第1号様式）を所属長に提出すること。
- ② 所属長は、職員から深夜勤務の制限に関する請求があった場合は、公務の運営の支障の有無について、当該職員に対し速やかに文書で通知しなければならないこと。
なお、公務の運営に支障がある場合にあっては、当該支障のある日及び時間帯等を記載して通知するものとする。
- ③ この通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合は、当該日の前日までにその旨を通知しなければならないこと。
- ④ 所属長は、公務の運営の支障の有無の判断に当たっては、請求に係る時期における職員の業務の内容、業務量、代替者の配置の難易等を総合して行うこと。

(3) 請求の取消等

- ① 請求後、深夜勤務制限開始日の前日までに、次のいずれかの事由が生じた場合

は、当該請求はされなかったものとみなされること。

ア 当該請求に係る子が死亡した場合

イ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合

ウ 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

エ 深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる職員の配偶者で当該子の親として1の(1)の①～③に掲げるものがあることとなった場合

② 深夜勤務の制限の開始日以後終了日とされた日の前日までに上記ア～エの事由が生じた場合は、当該事由が生じた日が終了日とみなされること。

③ 職員は、①及び②の場合においては、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(別記第2号様式)を所属長に届け出なければならないこと。

(4) 介護の場合の準用

要介護者を介護する職員が請求した場合には、校務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(2) 及び (3) については、(3)の①エを除き、要介護者を介護する場合について準用する。

(5) 報告

所属長は、職員からの深夜勤務の制限に関する請求に対し、公務の運営の支障の有無について通知した場合には、当該通知文書及び請求書の写しを、職員から育児又は介護の状況変更届の提出があった場合には、当該変更届の写しを教職員課へ送付すること。

(6) 経過措置

平成11年4月中を開始日とする請求については、1月前までに請求することができないが、公務の運営に支障がないことが明らかであり、特段の措置を講ずる必要がない場合には、深夜勤務をさせてはならないものとする。

2 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限

(1) 内容

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員であって、常態として当該子を養育することができる職員の配偶者で当該子の親で次に掲げるいずれにも該当する者がいない職員が請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととしたこと。

① 就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

③ 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(2) 請求手続

① 職員が時間外勤務の制限について請求する場合は、時間外勤務制限開始日の前日までに、深夜勤務・時間外勤務制限請求書(別記第1号様式)を所属長に提出すること。

② 所属長は、職員から時間外勤務の制限に関する請求があった場合は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、当該職員に対し速やかに文書で通知しなければならないこと。

③ 所属長は、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日(1週

間経過日) 前の日を時間外勤務制限開始日とする請求に対して、時間外勤務の制限の措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができること。

この場合、所属長は変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに、当該職員に対し、変更後の時間外勤務制限開始日を記載した文書で通知しなければならないこと。

(3) 請求の取消等

① 請求後、時間外勤務の制限の開始日の前日までに、次のいずれかの事由が生じた場合は、当該請求はなかったものとみなされること。

ア 当該請求に係る子が死亡した場合

イ 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消により職員の子でなくなった場合

ウ 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

エ 深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる職員の配偶者で当該子の親として2の(1)の①～③に掲げるものがあることとなった場合

② 時間外勤務の制限の開始日以後終了日とされた日の前日までに上記ア～エの事由が生じた場合は、当該事由が生じた日が終了日とみなされること。

③ 職員は、①及び②の場合においては、遅滞なく育児又は介護の状況変更届(別記第2号様式)を所属長に届け出なければならないこと。

(4) 介護の場合の準用

要介護者を介護する職員が請求した場合には、校務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて時間外勤務をさせてはならない。

(2) 及び (3) については、(3) の①エを除き、要介護者を介護する場合について準用する。

(5) 報告

所属長は、職員からの時間外勤務の制限に関する請求に対し、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて通知した場合には、当該通知文書及び請求書の写しを、職員から育児又は介護の状況変更届の提出があった場合には、当該変更届の写しを教職員課へ送付すること。

(6) その他

所属長は、時間外勤務の制限が、育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の二重の負担が大きいことに着目した措置であることを考慮し、時間外勤務が制限される職員に時間外勤務をさせる場合には、特定の期間に過度に集中しないように留意しなければならないこと。

3 用語の整理

「ボランティア休暇について(平成8年12月27日付け8教高第1138号高知県教育長通知)」別表中「精神薄弱」を「知的障害」に置き換える。

施行日：平成11年4月1日

年次有給休暇、介護休暇等について（通知）

〔平成6年12月21日 6教義第993号〕
高知県教育長通知

改正 平成9年2月17日 8教義第534号
平成10年3月31日 9教職第634号
平成14年3月22日 13高教職第875-1号

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の全部改正により、年次有給休暇の繰越し制度の改正及び介護休暇の新設等が行われ、平成6年12月21日から施行されました。

これらの内容については、下記のとおりですので、運用に当たっては適正な執行をお願いします。

また、今回の改正では、勤務時間、休日及び休暇について全面的に規定の整備を行い、次のとおり用語等の改正を行いました。

- (1) 「勤務を要しない日」が「週休日」となったこと。
- (2) 「年次休暇」が「年次有給休暇」となったこと。
- (3) 「年末年始の特別休暇」が「休日」に含まれること。

なお、上記条例及び規則の運用について、別添のとおり高知県人事委員会から通知がありましたので、併せて通知します。

記

1 条例、規則等の改正

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の全部改正に伴い、次の条例・規則等が改正されました。

- ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 ----- 別添資料1
- ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 ----- 別添資料2
- ・公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について ----- 別添資料3
- ・高知県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ----- 別添資料4
- ・公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関する規則の一部を改正する規則 ----- 別添資料5
- ・県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する訓令 ----- 別添資料6
- ・高知県立学校服務規程の一部を改正する訓令 ----- 別添資料7

- ・高知県立学校の管理運営に関する規則施行規則の一部を改正する訓令 ----- 別添資料 8
- ・県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 ----- 別添資料 9

2 年次有給休暇

(1) 年次有給休暇の付与

- ① 国家公務員等から引き続き職員となった者に付与される年次有給休暇の日数は、国家公務員等としての年次有給休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、職員と同様に取り扱われること。
- ② 1月1日から6月30日の間に臨時的任用職員として採用された者が、当該年に引き続き正規の職員として採用された場合に付与される年次有給休暇の日数は、臨時的任用職員として採用された日に正規の職員として採用されたものとした場合に付与される年次有給休暇の日数から、臨時的任用職員として使用した年次有給休暇の日数を減じた日数とすること。

(2) 年次有給休暇の繰越し

- ① 前年の勤務実績にかかわらず、20日を限度として残日数を翌年に繰り越すことができること。
- ② 平成6年から平成7年への繰越しから適用されること。
- ③ 高知県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の別記第6号様式中、年次有給休暇の付与、繰越しの欄を下記のとおり改正すること。

前年に請求できた 年次有給休暇の日数	前年に与えられた 年次有給休暇の日数	年次有給休暇の 残 日 数	繰 越 し で き る 日 数	本年に請求できる 年次有給休暇の日数

- ④ ③について、新様式の印刷ができるまでの間、印刷済みの様式は訂正して使用すること。

(3) 通知の廃止

「年次休暇の繰越しについて」（昭和37年1月29日付け、37学第44号県教育長通知）は廃止する。

3 介護休暇

(1) 介護休暇の趣旨

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められた場合における休暇であり、上記に規定する者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期

間について承認することができるものであること。

(2) 要介護者の範囲

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、2親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者

(3) 要介護者の状態

- ① 負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある場合であること。
- ② 老齢とは、具体的な年齢を想定するものではなく、老齢により歩行等の移動、排泄、衣類の着脱、入浴、食事等に関し、介護を必要とする状態をいうこと。

(4) 介護休暇の期間

- ① 要介護者ごとに、介護を必要とする一の継続する状態が、連続する6月の期間内とすること。
- ② 介護を必要とする一の継続する状態とは、病気の内容等にかかわらず、要介護者の介護を必要とする状態に着目したものであり、介護が必要な状態が一旦終息した後に病気が再発した場合は、同一の要介護者についても、再度介護休暇が認められるものであること。
- ③ ①の期間内において、1日又は1時間を単位として、連続又は断続的に公務に支障のない範囲内で認められるが、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ始業時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とすること。

(5) 介護休暇を取得する場合における給与の取扱い

- ① 給料及び給料の調整額については、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給料を減額すること。
- ② 昇給については、延伸事由に該当し、昇給期間の6分の1に相当する期間の日数を勤務しなかった職員は、勤務成績の証明が得られないものとして取り扱うこと。
- ③ 退職手当算定の期間については、除算しないこと。
- ④ 期末手当については、減額しない手当額を支給すること。なお、基準日に介護休暇を取得していても同様であること。
- ⑤ 勤勉手当については、減額しない手当額を支給すること。なお、基準日に介護休暇を取得していても同様であること。

ただし、介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日が30日を越える場合には、その勤務しなかった全期間を期間率の期間から除算すること。

- ⑥ その他の手当の取扱いについては、基本的に影響されないこと。

ただし、通勤手当及び月額の特殊勤務手当については、月の全日数勤務又は勤務がない場合は支給されないこと。

(6) 介護休暇取得者の代替措置

職員が、1日を単位として連続して1月以上介護休暇を取得する場合は、病気休暇の例により代替職員を措置する。

(7) 承認等の手続き

- ① 職員が介護休暇を得ようとするときは、承認を受けようとする期間の始まる日までに、休暇承認願（従来の様式による）、介護休暇添付書類（別紙様式第1号）及び医師の診断書（負傷、疾病の場合に限る。）を学校長に提出し、承認を求めなければならない。

この場合、要介護者の一の継続する状態について、初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間（介護休暇を得ようとする日又は時間の積み上げではなく、要介護者の一の継続する状態としての期間）について一括して承認を求めなければならないこと。

- ② 介護休暇の間は、給与が減額されることから、学校長は介護休暇用添付書類で確認のうえ、月例報告書により減額の処理を行うこと。
- ③ ②の減額の処理を行ったときは、学校長はその月の末までに、介護休暇用添付書類の写しを、主管課長に提出すること。

(8) 出勤簿の取扱い

出勤簿は次のように表示すること。

- ① 1日を単位として連続して与えた場合



- ② 時間を単位として与えた場合



4 その他

週休日の振替により、1週間の勤務時間が法定労働時間を越え、かつ、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を越えて勤務した時間に対しては、100分の25の時間外勤務手当を支給すること。

(様式第 1 号)

介護休暇用添付書類

学 校 名

職・氏名

印

[illegible]

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成14年2月 日提出

高知県知事 橋本 大二郎

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。)」を「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」に改め、同条第2項中「(常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る)」を「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く)」に、「人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間(職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間(月を単位とする期間に限る。))について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間)」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同条第3項中「前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところに

より、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第16条第2項中「3月」を「6月」に改める。

（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第2条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。）」を「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」に改め、同条第2項中「（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る）」を「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く）」に、「人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同条第3項中「前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当

該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第16条第2項中「3月」を「6月」に改める。

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「(深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。)」を「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」に改め、同条第2項中「(常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る)」を「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く)」に、「人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間(職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間(月を単位とする期間に限る。))について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間)」を「1月について24時間、1年について150時間」に改め、同条第3項中「前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」」を「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」に改める。

第16条第2項中「3月」を「6月」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）第9条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定、第2条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）第9条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定及び第3条の規定による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）第9条の2第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。
- 3 改正後の職員の条例第16条の規定、改正後の公立学校職員の条例第16条の規定及び改正後の警察職員の条例第16条の規定は、それぞれ第1条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「改正前の職員の条例」という。）第17条の規定、第2条の規定による改正前の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「改正前の公立学校職員の条例」という。）第17条の規定及び第3条の規定による改正前の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（次項において「改正前の警察職員の条例」という。）第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の職員の条例第16条第2項、改正後の公立学校職員の条例第16条第2項及び改正後の警察職員の条例第16条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「平成14年4月1日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。
- 4 改正前の職員の条例第17条の規定、改正前の公立学校職員の条例第17条の規定及び改正前の警察職員の条例第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して3月を経過していないものの介護休暇の期間については、改正後の職員の条例第16条第2項、改正後の公立学校職員の条例第16条第2項及び改正後の警察職員の条例第16条第2項中「連続する6月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して6月を経過する日までの間」とする。

新
新

旧

対

照

表
旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 略

（介護休暇）

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

4 略

（介護休暇）

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

()

()

3 略

3 略



新
新

旧

対

照

表

旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に

基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

4 略
(介護休暇)

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 略
(介護休暇)

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間

内において必要と認められる期間とする。

3 略

内において必要と認められる期間とする。

3 略

新
新

旧

対

照

表
旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条の2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2 本部長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として人事委員会規則で定めるもののない職員に限る。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、人事委員会規則で定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）を超えて、前条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

4 略

（介護休暇）

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。

3 前2項の規定は、第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

4 略

（介護休暇）

第16条 略

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。

()

3 略

()

3 略

(案)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 月 日

高知県人事委員会委員長 上谷 定生

高知県人事委員会規則第 号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改める。

第8条の4第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号中「深夜において、当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「ものがある」を「者に該当する」に改める。

第8条の5中「第8条の2から前条まで」を「第8条の3及び前条（第1項第4号を除く。）」に改め、「第8条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、同項第4号を次のとおり改める。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第8条の2に規定する者に該当することとなった場合

第8条の6第1項中「ものは、請求に係る子の同居の親族のうち、16歳以上の者であって」を「者は」に、「するもの」を「する者」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第8条の8第1項第2号及び第3号中「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第4号を次のとおり改める。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第8条の6に規定する者に該当することとなった場合

第8条の9中「第8条の6から前条まで（同条第2項第1号及び第2号を除く。）」を「第8条の7及び前条（第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）」に、改め、「第8条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「職員の」を「当該請求をした職員の」に、「職員との」を「当該請求をした職員との」に改め、「、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と」を削り、「次の」を「次の各号」に、「前項」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

新	旧	対	照	表
新				旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の2 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）～（3） 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の2 条例第9条の2第1項の人事委員会規則で定めるものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）～（3） 略

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の3 略

2・3 略

第8条の4 略

（1） 略

（2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

（3） 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

（4） 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第8条の2に規定する者に該当することとなった場合

2～4 略

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の5 第8条の3及び前条（第1項第4号を除く。）の規定

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の3 略

2・3 略

第8条の4 略

（1） 略

（2） 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合

（3） 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

（4） 深夜において、当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第8条の2に規定するものがあることとなった場合

2～4 略

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の5 第8条の2から前条までの規定は、条例第9条の2第

は、条例第9条の2第3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第8条の6 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

第8条の8 略

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこと

3項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の2中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限）

第8条の6 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定めるものは、請求に係る子の同居の親族のうち16歳以上の者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)～(3) 略

2 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める日は、次条第1項に規定する時間外勤務制限開始日（同条第3項の規定による変更があった場合にあっては当該変更後の時間外勤務制限開始日）とする。

3 条例第9条の2第2項の人事委員会規則で定める時間は、30時間に当該請求に係る期間の月数を乗じて得た時間とする。

第8条の8 略

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった場合

(3) 職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

となった場合

- (4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして第8条の6第1項に規定する者に該当することとなった場合

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 第8条の7及び前条(第1項第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号から第3号」と読み替えるものとする。

- (4) 当該請求に係る子を常態として養育することができる当該子と同居する親族として第8条の6第1項に規定するものがあることとなった場合

2～4 略

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第8条の9 第8条の6から前条まで(同条第2項第1号及び第2号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の6第1項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と職員との親族関係が消滅した」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第4号中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と、同条第2項中「次の」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。